

国東市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話

国東市介護人材確保・定着・育成支援事業奨励金交付申請書

下記のとおり国東市介護人材確保・定着・育成支援事業奨励金の交付を受けたいので、国東市介護人材確保・定着・育成支援事業奨励金交付規則第5条の規定により申請します。

記

1. 補助金の交付申請額 (請求額) 合計金額 円

内訳 (該当に)

就職奨励金

令和8年3月31日以前に就職  30,000円  70,000円 (一括  100,000円)

令和8年4月1日以降に就職  100,000円  150,000円  200,000円

新卒者・有資格者就職奨励金  50,000円

訪問介護員就職奨励金  30,000円  70,000円 (一括  100,000円)

居宅介護支援専門員就業奨励金  30,000円  70,000円 (一括  100,000円)

キャリア形成奨励金  50,000円

移住定住促進奨励金  100,000円  100,000円  100,000円  100,000円

2. 介護サービス事業所 (施設)

名称

住所

雇用日 年 月 日

3. 添付書類

就職奨励金

雇用証明書 (様式第7号)、誓約書 (様式第8号)

新卒者・有資格者就職奨励金

新卒者の場合: 学校等を卒業したことが確認できる書類

介護福祉士の資格を有する場合: 資格を有することが確認できる書類

訪問介護員就職奨励金

雇用証明書 (様式第7号)、誓約書 (様式第8号)

居宅介護支援専門員就業奨励金

雇用証明書 (様式第7号)、誓約書 (様式第8号)、資格を有することが確認できる書類

キャリア形成奨励金

在職証明書 (任意様式)、誓約書 (様式第8号)、資格を取得したことが確認できる書類

移住定住促進奨励金

雇用証明書 (様式第7号)、誓約書 (様式第8号)、住民票、

前住所地の納税証明書又は非課税証明書、その他滞納がないことを証する書類

確認欄（以下の質問について、該当するものに○を付けてください。）

No	質問項目	回答
1	市内の事業所に介護従事者（正規職員）として雇用された満 61 歳以下の方ですか。 正規職員として本採用する前に試験的に雇用された非正規職員の方の場合は、正規雇用開始日をご記入ください。	はい いいえ 正規雇用開始日 ( 年 月 日)
2	過去に市内の事業所において介護従事者として勤務した経験がありますか。	ない ある
3	(2 で「ある」と答えた方) 市内の事業所において介護従事者として離職した日から 6 ヶ月以上経過していますか。	経過している 経過していない
4	新卒者又は介護福祉士の資格を有する方ですか。	新卒者 介護福祉士 どちらでもない
5	市内の訪問介護事業所の訪問介護員（正規職員）として雇用された方ですか。	はい いいえ
6	市内の訪問介護事業所の訪問介護員（月平均 60 時間以上又は年間 720 時間以上勤務する非正規職員）として雇用された満 65 歳以下の方ですか。	はい いいえ
7	市内の居宅介護（介護予防）支援事業所又は小規模多機能型居宅介護事業所に介護支援専門員として雇用された満 65 歳以下の方ですか。	はい いいえ
8	同一法人内の事業所において、介護従事者として継続して 3 年以上在職していますか。	はい いいえ
9	社会福祉士、介護支援専門員又は介護福祉士のいずれかの資格を取得しましたか。	はい いいえ
10	国東市に転入する日の前日まで連続して 1 年以上市外に居住していましたか。	はい いいえ
11	令和 8 年 4 月 1 日以降に国東市内の介護サービス事業所に介護従事者（正規職員）として就職しましたか。	はい いいえ
12	転入前の住所地において、市町村民税等の滞納がありますか。	ない ある
13	過去に移住定住促進奨励金の交付を受けたことがありますか。	ない ある
14	暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係がありますか。	ない ある
15	申請日現在も申請書に記載した事業所に勤務していますか。	勤務している 勤務していない
16	過去にキャリア形成奨励金を除く奨励金の交付を受けたことがありますか。	受けていない 受けたことがある
17	過去にキャリア形成奨励金の交付を受けたことがありますか。	受けていない 1 回受けたことがある 2 回受けたことがある

①就職奨励金	No. 1 に該当し、かつ、No. 2、No. 3 のどちらかに該当する方
②新卒者・有資格者就職奨励金	①就職奨励金の対象者で、No. 4 にも該当する方
③訪問介護員就職奨励金	①就職奨励金の対象者で、No. 5 にも該当する方
	No. 2、No. 3、No. 6 で 2 つ以上該当する方
④居宅介護支援専門員就業奨励金	No. 2、No. 3、No. 7 で 2 つ以上該当する方
⑤キャリア形成奨励金	No. 8、No. 9 のどちらにも該当する方
⑥移住定住促進奨励金	No. 10～No. 13 にすべて該当する方